

JIS

化学物質などによるミジンコ類の 遊泳阻害試験方法

JIS K 0229-1992

(2007 確認)

平成 4 年 8 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 4. 8. 1

官 報 公 示：平成 4. 8. 20

原案作成協力者：社団法人 産業公害防止協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学分析部会（部会長 鈴木 周一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 環境生活標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 - 1 ）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

化学物質などによるミジンコ類の 遊泳阻害試験方法

K 0229-1992

Testing methods for determination of the inhibition of the mobility of *Daphnia* by chemicals

1. 適用範囲 この規格は、甲殻類、枝角目のオオミジンコ (*Daphnia magna*) 又はミジンコ (*Daphnia pulex*) (以下“ミジンコ類”という。) に対する化学物質、工場排水、表面水、地下水などによる遊泳阻害を試験する方法について規定する。

備考1. 物質の毒性に関する生物の感受性は種によってかなり異なるため、この規格で求めたミジンコ類に対する化学物質など水溶液中の物質の影響を他の種へ適用してはならない。

2. ISO 6341に規定された方法を、**附属書**に示す。

3. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS B 7411 ガラス製棒状温度計 (全浸没)

JIS K 0094 工業用水・工場排水の試料採取方法

JIS Z 8802 pH測定方法

4. この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 6341-1989 Water quality—Determination of the inhibition of the mobility of *Daphnia magna* Straus (Cladocera, Crustacea)

2. 用語の定義 この規格で用いる用語の定義は、次による。

(1) **試験原液** 希釈して試験溶液を調製するために用いる化学物質、工場排水などの原液。

(2) **希釈水** 所定の試験溶液を調製するために、試験原液を希釈するための水。

(3) **試験溶液** 試験原液と希釈水を用いて調製した各試験区の供試水。

(4) **初期設定濃度** 試験開始時設定した化学物質などの濃度、又は工場排水であれば希釈倍率。このとき、24時間後における50 %遊泳阻害される初期濃度を24h-EC (I) 50とし、48時間後における50 %遊泳阻害の初期濃度を求めることもでき、このときは48h-EC (I) 50と表す。

また、ミジンコ類の遊泳阻害率が100 %である最低濃度と、0 %である最高濃度を示すことが望ましい。

(5) **遊泳阻害** 化学物質などのミジンコ類への急性毒性を判定するために用いるもので、試験溶液を穏やかにかき混ぜた後の15秒間に、触角が動いても遊泳できない状態。

3. 共通事項 試料水の採取については、JIS K 0094による。

4. 測定方法の概要 実験室でミジンコ類を順化飼育しておき、化学物質などを加えて24時間後においてミジンコ類の50 %が遊泳阻害される初期設定濃度を求める。

5. 供試生物 試験に使用する生物は、ミジンコ類とする。